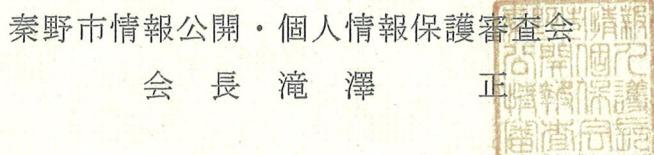




秦野市長 古 谷 義 幸 様



情報公開請求に対する一部非公開処分に係る異議申立てについて  
(答申)

本年8月22日に提出されました<sup>1</sup>諮問第22号「2013年度以降社会福祉法人[REDACTED]所有地の地籍変更に関する書類全部」に関する情報の一部非公開処分に係る異議申立て」について、慎重に審議いたしました。

その結果、当審査会として、次のとおり取扱うべき旨、答申いたします。

- 1 土地取得に係る収支計算書の金額については、一部非公開とする。
- 2 土地売買契約書については、非公開とする。

なお、1及び2の取扱いに係る審査経過及び理由等については、別紙のとおりです。

## 1 審査会の結論

「2013年度以降社会福祉法人[ ]所有地の地籍変更に関する書類全部」に関する情報の一部非公開処分に係る異議申立てについては、次のとおりの取扱いとすべきである。

(1) 土地取得に係る収支計算書の金額（以下「本件情報(1)」という。）については、一部非公開とする。

(2) 土地売買契約書（以下「本件情報(2)」という。）については、非公開とする。

なお、上記の(1)及び(2)を総称して、以下「本件情報」という。

## 2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件情報について、秦野市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年7月1日付けで行った一部非公開処分を取り消し、その全部の公開を求めるというものである。

## 3 異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成26年6月16日に、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件情報の公開を実施機関に請求した。

(2) 実施機関は、本件請求について、「公開請求に係る決定通知書」（別添1）に示された理由で、本件情報は条例第6条第1号及び第2号にいう「個人に関する情報（事業を営む個人のその事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の著作権その他の知的財産権を害すると認められるもの」及び「法人等に関する情報又は事業を営む個人のその事業に関する情報で、公開することによりその法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するとして、条例第10条第1項の規定に基づき、その一部を非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、同条第2項の規定に基づき、平成26年7月1日付けで異議申立人に通知した。

(3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成26年7月22日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対し、異議申立てをした。

## 4 当事者の主張

(1) 異議申立人の主張

異議申立人が主張する異議申立理由は、異議申立書（別添2（略））に示されたとおりである。

## （2）実施機関の主張

実施機関が主張する非公開理由は、「公開請求に係る決定通知書」（別添1（略））及び「非公開理由説明書」（別添3）に示されたとおりである。

# 5 審査会の判断

## （1）本件情報について

本件情報は、社会福祉法第43条第3項に基づき、社会福祉法人■■■■■が、土地取得に伴う基本財産増加による定款変更の手続の届出の書類として、所轄庁である本市に提出された情報である。

## （2）条例について

### ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人のその事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の著作権その他の知的財産権を害すると認められるもの」として、個人情報を原則的に非公開とする方針を明確に規定したものである。

### イ 条例第6条第2号について

条例第6条第2号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人のその事業に関する情報で、公開することによりその法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」として、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が害されることを防止する観点から非公開情報を定めたものである。

## （3）現況報告書等について

平成26年7月9日付けで社会福祉法人■■■■■から社会福祉法第59条第1項及び同法施行規則第9条に基づく、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。）（以下「現況報告書等」という。）が本市に提出されている。

この現況報告書等は、所轄庁へ提出するほか、インターネットを通じて公表しなければならないとされており、その社会福祉法人がホームページ

を開設していない場合には、所轄庁のホームページにて公表することとされている。

現時点では、社会福祉法人[ ]の現況報告書等は、法人はホームページを開設していないため公表されていなく、所轄庁のホームページでも公表されていない。

しかし、平成26年7月14日付けで異議申立人から条例第5条の規定に基づき、現況報告書等の公開が実施機関に請求され、同月29日付けで、全部公開をしている。

#### (4) 土地取得に係る収支計算書の金額の公開請求についての判断

土地取得に係る収支計算書の金額については、条例第6条第2号に該当するため非公開情報と考えるが、公表を前提に本市に提出され、異議申立人に公開されている現況報告書等から判断できる金額については公開すべきであると考えたため、項目ごとに判断を行った。

##### ア 1 収入について

(ア) 1 積立預金の金額は、備考欄に[ ]施設・設備整備積立金とあり、現況報告書等の資金収支計算書の財務活動による収支の積立預金取崩収入の[ ]施設・設備整備積立預金取崩収入の決算欄に金額の記載があることから公開とする。

(イ) 2 普通預金の金額は、現況報告書等から判断できないため、非公開とする。

(ウ) 合計欄の金額は、公開することにより、普通預金の金額が推定されることから非公開とする。

##### イ 2 支出について

(ア) 1 土地代の金額は、現況報告書のIV資産管理欄に、本件土地の評価額の記載があり、資金収支計算書の施設整備等による収支の支出の土地取得支出の決算欄にも記載されていることから、公開とする。

(イ) 2 固定資産税清算金の金額は、資金収支計算書の経常活動による収支の支出、租税公課の決算欄及び事業活動収支計算書の租税公課欄に記載されていることから、公開とする。

(ウ) 3 印紙代の金額は、公開とした土地代によって金額が判断できることから、公開とする。

(エ) 4 分筆登記・農地転用費用及び5媒介手数料の金額は、現況報告書等から判断することができず、「法人等に関する情報又は事業を

営む個人のその事業に関する情報で、公開することによりその法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するとして、非公開とする。

(オ) 合計欄の金額は、公開することにより、分筆登記・農地転用費用及び媒介手数料の金額が推定されることから非公開とする。

(5) 土地売買契約書の公開請求についての判断

土地売買契約書のうち、売買代金の額については、土地取得に係る収支計算書の土地代の金額と同様の理由により公開と考えるが、既に他の情報により公開されているため、あえてこの契約書のうちその額のみを公開する実益はないと判断する。

よって、当初の決定のとおり、この契約書は、法人と土地所有者である個人との土地売買契約書であるため、条例第6条第1号及び第2号に該当し、個人に関する情報及び法人の営業上の情報であり、公開することが公益上必要であるとは認められず、かつ、個人及び法人の権利を害すると認められるため、非公開とする。

以上、当審査会は、本件異議申立てについて、実施機関は原処分を一部取り消し、本件情報の一部を公開すべきである旨、答申する。

なお、条例第11条第1項に基づき、情報の所有者である第三者に対し、公開請求に係る行政情報の内容を通知して、意見書を提出する機会を与えられたいという意見があったことを申し添える。

## 6 審査等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次の日程で審査等を行った。

会議開催日	会議内容
平成26年8月22日 (平成26年度第3回審査会)	ア 実施機関(地域福祉課)からの諮問 イ 実施機関の職員から非公開理由説明の聴取
平成26年9月25日 (平成26年度第4回審査会)	ア 審査 (異議申立人は、意見書の提出及び意見の陳述を辞退)

## 非公開理由説明書

平成 26 年 8 月 15 日  
福祉部地域福祉課作成

## 1 社会福祉法人による積極的な経営情報の公表について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「平成 12 年通知」という。)により定められていますが、このうち、社会福祉法人による経営情報の公表に関する規定が平成 26 年 5 月 29 日付けで改正され、平成 26 年 4 月 1 日から適用されました。

厚生労働省は、通知改正の趣旨について「社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であり、所轄庁の指導監督等の公的規制を受ける一方で、税制優遇等の公的助成を受けている。このような社会福祉法人の性格に鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することは、社会福祉法人の責務と考えられる。また、社会福祉法人の経営情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断要素となる。このため、社会福祉法人の経営情報の公表及び所轄庁への提出手続の取扱いを定めるため、平成 12 年通知を改正するものである。」と説明しています。

この改正により、社会福祉法人が自らの経営情報を公表するに当たり、何をどのように公表すべきかが明確にされました。

## 2 社会福祉法人が公表すべき経営情報及び公表上の取扱いについて

社会福祉法人は、社会福祉法第 59 条第 1 項及び同法施行規則第 9 条に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に、前会計年度における事業の概要や前会計年度末における主要な財産の所有状況等を所轄庁に届け出なければならないとされており、本市は所管する社会福祉法人から毎年、「社会福祉法人現況報告書」(以下「現況報告書」という。)及び添付資料の提出を受けています。

このたびの通知改正により、これまで様式例であった現況報告書が統一的な報告様式として位置づけられるとともに、添付書類として貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書)が所轄庁への提出資料として位置づけられました。

また、社会福祉法人は、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書（以下「現況報告書等」という。）を所轄庁へ提出するほか、それらについて自らインターネットを通じて公表することが新たに義務付けられました。

しかしながら、これまでにホームページを開設しておらず、現況報告書等の公表を速やかに実施することが困難な社会福祉法人が存在することも想定されることから、今回の改正通知では「所轄庁は、所管する社会福祉法人のうち、ホームページが存在しないことにより公表が困難な社会福祉法人等が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて当該法人の現況報告書等を公表すること。」とされ、補完的に所轄庁が社会福祉法人の現況報告書等を公表することとされています。

現況報告書を公表する際の個人情報の取扱いについて、厚生労働省は、今回の改正通知において「現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表に当たっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮が必要であること。特に、所轄庁が現況報告書の公表を実施する場合、当該事項に係る公表の可否について、現況報告書を提出した法人と事前に十分な協議を行い、現況報告書から、公表により個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなどの対応を行った上で公表すること。」と説明しています。

のことから、所轄庁が所管する社会福祉法人の経営情報を公表する場合、社会福祉法人であることを理由にすべての情報を公表するのではなく、個人に関する情報等、情報公開条例上「非公開情報」該当する部分については非公表として取り扱うべきものとなっています。

### 3 非公開とした理由について

平成 26 年 6 月 16 日付で請求がありました「2013 年度以降社会福祉法人 [ ] 所有地の地積変更に関する書類全部」については、次の理由により一部の情報を非公開としました。

- (1) 事務員の氏名並びに理事長及び理事の印影は、特定の個人を識別できるものであり、秦野市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 号に該当する非公開情報であるため、非公開としました。
- (2) 土地売買契約書及び土地取得に係る収支計算書の金額について、非公開とした理由は次のア～エのとおりです。

ア 一般的に土地の売買契約は、相対する当事者が信頼関係を基礎にして、自由な意思表示によって法的効果を発生させる法律行為であり、その情報は契約当事者においてのみ共有されるものです。契約当事者ではない本市のみの判断で契約書を公開することにより、通常広く知られることのない契約当事者たる個人の財産に関する情報や法人等の事業に関する情報が知られることとなり、個人又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害してしまいます。

秦野市[REDACTED]の土地売買については、買主が社会福祉法人[REDACTED]であり、公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であるため経営の透明性を確保することが求められるとしても、相対する契約当事者である売主は一個人であるため、その個人に関する情報は保護されるべきものと考えます。契約当事者ではない本市のみの判断により当該土地売買の売主である個人の財産に関する情報を公開することは条例第6条第1号の趣旨から適当ではないと考えられるため、土地売買契約書については非公開とすべきものと考えます。

イ 社会福祉法人が税制優遇等の公的助成を受け、公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であることから、その経営状態を広く国民に周知するために、公表を義務づけられているのは①現況報告書及び②その添付資料である貸借対照表及び収支計算書です。土地取得に係る収支計算書については、それ自体が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、その記載事項のうち、個人に関する情報及び法人等の事業に関する情報に該当する情報については、社会福祉法人が自ら経営情報として現況報告書等に記載し公表している情報を除き、条例に基づいて非公開とすることが適当であると考えます。

ウ 土地取得に係る収支計算書の支出金額は、契約当事者の自由な意思表示に基づき取り交わした土地売買契約書に基づいて定められており、売主である個人の財産に関する情報に該当するほか、土地売買に係る登記や媒介等の費用は、法人等（不動産登記申請代理人及び媒介業者である民間事業者）の営業上の情報に該当するものであるため、条例第6条第1号及び第2号に基づき、非公開とすることが適当であると考えます。また、土地取得に係る収支計算書の収入金額は、これを公開することにより非公開とした支出金額が明らかとなるため非公開としました。

エ 土地取得に係る収支計算書の記載事項のうち、個人に関する情報及び法人の営業上の情報に該当する情報については条例に基づき非公開とすることが適当ですが、契約当事者である買主の社会福祉法人[REDACTED]

が自ら経営情報として公表している事項については非公開とする理由がないため、公開すべきと考えます。しかしながら、請求のあった平成26年6月16日時点では、社会福祉法人[REDACTED]から現況報告書等の提出を受けておらず、公開できる情報が不明であったことから、土地取得に係る収支計算書の金額については非公開としました。

#### 4 非公開とした情報の一部公開について

平成26年7月9日に社会福祉法人[REDACTED]から現況報告書等の提出を受け、当該法人が自ら経営情報として公表を予定している情報の内容が明らかとなりました。そのため、平成26年7月1日付けで非公開とした「土地代」については、現況報告書の「IV 資産管理」において、秦野市[REDACTED]の土地の評価額（取得価額）が記載されているため、公開することとします。

#### 5 秦野市が所管する社会福祉法人への指導について

社会福祉法人による積極的な経営情報の公表については、所轄庁である本市といたしましても、社会福祉法第56条に基づく定期監査等の機会をとらえて、早期にホームページ開設・インターネットを通じて現況報告書等を公表するよう、所管する社会福祉法人への指導を実施してきております。

今後も、公益性の高い事業を行う社会福祉法人が自ら積極的に経営情報を公表し、社会の期待に応えられるよう、指導を行ってまいります。